

令和4年6月9日 開会

令和4年6月 日 閉会

令和4年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号	令和3年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について	P 1
報告第2号	令和3年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	P 5
報告第3号	令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書について	P 7
承認第1号	令和4年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を 求めることについて	P 9
議案第1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	P 21
議案第2号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について	P 25
議案第3号	令和4年度江差町一般会計補正予算(第5号)について	P 27
議案第4号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	P 39
議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	P 41
議案第6号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	P 43
議案第7号	江差町・上ノ国町学校給食組合規約の変更について	P 45
議案第8号	工事請負契約の締結について	P 47

報告第1号

令和3年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和3年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

令和3年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	行政情報化・電子自治体推進	円 21,302,000	円 2,629,000	円	円 調定未済額 2,629,000 (内訳) 国庫支出金 2,629,000	円
2	1	旧江光ビル跡地活用基本計画策定	円 12,222,000	円 9,845,000	円	円	円 9,845,000
2	1	江差円山テレビ中継局受信アンテナ放射器補修工事	円 2,233,000	円 2,233,000	円	円	円 2,233,000
2	1	江差新栄テレビ中継局設備補修工事	円 8,756,000	円 8,756,000	円	円	円 8,756,000
2	1	江差南が丘デジタル無線共聴施設パンザマスト建替工事	円 5,720,000	円 5,720,000	円	円	円 5,720,000
3	1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	円 167,168,000	円 10,411,000	円	円 調定未済額 10,411,000 (内訳) 国庫支出金 10,411,000	円
3	2	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付))	円 44,348,000	円 100,000	円	円 調定未済額 100,000 (内訳) 国庫支出金 100,000	円
3	2	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(追加給付))	円 43,202,000	円 100,000	円	円 調定未済額 100,000 (内訳) 国庫支出金 100,000	円
5	1	檜山地域人材開発センター正面外壁改修	円 16,115,000	円 16,115,000	円	円	円 16,115,000
5	1	檜山地域人材開発センター高圧受変電設備改修	円 1,080,000	円 1,080,000	円	円	円 1,080,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
6 商工費	1 商工費	かもめ島島上ステージ外壁改修	円 8,447,000	円 8,447,000	円	円	円 8,447,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕	円 224,000,000	円 119,690,000	円	円 調定未済額 108,899,000 (内訳) 国庫支出金 71,999,000 地方債 36,900,000	円 10,791,000
8 土木費	4 港湾費	直轄港湾整備(国第1次補正分)	円 59,000,000	円 59,000,000	円	円 調定未済額 59,000,000 (内訳) 地方債 59,000,000	円
8 土木費	5 都市計画費	松の岱公園街灯改修	円 1,371,000	円 396,000	円	円	円 396,000
8 土木費	5 都市計画費	大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査	円 18,000,000	円 18,000,000	円	円 調定未済額 9,000,000 (内訳) 国庫支出金 9,000,000	円 9,000,000
8 土木費	6 住宅費	町営住宅浴槽等設置	円 2,053,000	円 1,381,000	円	円	円 1,381,000
10 教育費	2 小学校費	南が丘小学校・江差北小学校複合遊具整備	円 39,800,000	円 39,800,000	円	円	円 39,800,000
10 教育費	4 社会教育費	文化会館非常用発電機バッテリー交換	円 37,990,000	円 1,185,000	円	円	円 1,185,000
10 教育費	4 社会教育費	文化会館移動観覧席改修	円 17,658,000	円 17,658,000	円	円	円 17,658,000

報告第2号

令和3年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和3年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

令和3年度 江差町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
1	2	下水道管理センター管理費	95,430,000	21,000,000		調定未済額 20,970,000 (内訳) 地方債 5,400,000 国庫支出金 11,550,000 分担金 4,020,000	30,000
			円	円	円	円	円

報告第3号

令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書について

令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

敬	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						企業債	当年度損益剰定留保資金		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	北村緊急遮断弁室 テレメータ装置雷 害復旧工事	21,318,000 円	0 円	20,814,316 円	0 円	20,814,316 円	503,684 円	令和3年11月2日落雷被災した水道施設の復旧工事。コロナ禍の影響による国内外工場の操業停止や物流の停滞により一部の半導体が不足し、年度内完了が困難となったため。

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

承認第1号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

令和4年度江差町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（4回目接種）に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和4年5月19日

江差町長 照井 誉之介

令和4年度江差町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度江差町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ14,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,775,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保(4回目接種)	14,759	14,759					
計			14,759	14,759					

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		671,966	14,759	686,725
	1国庫負担金	382,630	2,733	385,363
	2国庫補助金	277,426	12,026	289,452
歳入合計		5,760,662	14,759	5,775,421

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		464,079	14,759	478,838
	1 保 健 衛 生 費	464,079	14,759	478,838
歳 出 合 計		5,760,662	14,759	5,775,421

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	671,966	14,759	686,725
歳入合計	5,760,662	14,759	5,775,421

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4衛生費	464,079	14,759	478,838	14,759			
歳出合計	5,760,662	14,759	5,775,421	14,759	0	0	0

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	671,966	14,759	686,725
1 国庫負担金	382,630	2,733	385,363
2 衛生費国庫負担金	14,479	2,733	17,212
2 国庫補助金	277,426	12,026	289,452
3 衛生費国庫補助金	22,159	12,026	34,185
歳入合計	5,760,662	14,759	5,775,421

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	2,733	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	12,026	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
4 衛生費	464,079	14,759	478,838	14,759			
1 保健衛生費	464,079	14,759	478,838	14,759			
2 予防費	78,876	14,759	93,635	14,759			
歳出合計	5,760,662	14,759	5,775,421	14,759	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	819	会計年度任用職員 6人 (看護師4人、保健師2人)
2	給料	917	会計年度任用職員 2人
3	職員手当等	483	会計年度任用職員 通勤手当 152 時間外勤務手当 114 退職手当組合負担金 217
4	共済費	282	会計年度任用職員 共済組合負担金
7	報償費	1,330	健康被害調査委員謝礼 120 薬剤師謝礼 1,010 看護師謝礼 200
8	旅費	99	健康被害調査委員旅費
10	需用費	1,920	消耗品費 1,650 印刷製本費 220 医薬材料費 50
11	役務費	1,117	通信運搬費 電話料等 202 郵便料・送料 720 手数料 その他手数料 195
12	委託料	6,950	新型コロナウイルスワクチン接種委託 2,733 健康管理システム改修委託 259 コールセンター業務委託 2,200 広報チラシ配布委託 200 接種会場設営撤去及び清掃消毒業務委託 832 バス運行委託 726
13	使用料及び賃借料	342	バス借上料 192 接種会場用物品借上料 150
17	備品購入費	500	感染予防対策備品

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 前	長 等	3		20,976	7,255 4.30			291	7,892	36,414	5,784	42,198
	議 員	12	26,436		4,957 2.40					31,393	8,610	40,003
	そ の 他 の 特 別 職	361	15,135							15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,219			291	7,892	82,942	14,394	97,336
補 正 額	長 等											
	議 員											
	そ の 他 の 特 別 職											
	計											
補 正 後	長 等	3		20,976	7,255 4.30			291	7,892	36,414	5,784	42,198
	議 員	12	26,436		4,957 2.40					31,393	8,610	40,003
	そ の 他 の 特 別 職	361	15,135							15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,219			291	7,892	82,942	14,394	97,336

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	94		336,511	251,461	587,972	108,993	696,965	
補 正 額								
補 正 後	94		336,511	251,461	587,972	108,993	696,965	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補 正 前		8,862	6,688	67,834	56,179	10,546	32,036	2,116	6,546
補 正 額										
補 正 後		8,862	6,688	67,834	56,179	10,546	32,036	2,116	6,546	6,500
区 分		宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考				
補 正 前				492	53,662					
補 正 額										
補 正 後				492	53,662					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	135	52,514	90,524	40,274	183,312	28,465	211,777	
補 正 額	6	819	917	483	2,219	282	2,501	
補 正 後	141	53,333	91,441	40,757	185,531	28,747	214,278	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補 正 前				13,730			6,629	2,044	
補 正 額							114	152		
補 正 後				13,730			6,743	2,196		750
区 分		宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考				
補 正 前					17,121					
補 正 額					217					
補 正 後					17,338					

議案第1号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第3条第1項中「6.81」を「7.25」に改める。

第4条中「18,700円」を「19,700円」に改める。

第5条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「26,900円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「13,450円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「20,175円」を「18,000円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「2.46」を「2.70」に改める。

第7条中「7,100円」を「7,200円」に改める。

第7条の2第1号中「9,600円」を「8,800円」に改め、同条第2号中「4,800円」を「4,400円」に改め、同条第3号中「7,200円」を「6,600円」に改める。

第8条中「1.77」を「1.90」に改める。

第9条中「7,000円」を「7,100円」に改める。

第9条の2中「6,800円」を「6,600円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,090円」を「13,790円」に改め、同号イ中「18,830円」を「16,800円」に、「9,415円」を「8,400円」に、「14,122円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「4,970円」を「5,040円」に改め、同号エ中「6,720円」を「6,160円」に、「3,360

円」を「3,080円」に、「5,040円」を「4,620円」に改め、同号オ中「4,900円」を「4,970円」に改め、同号カ中「4,760円」を「4,620円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「9,350円」を「9,850円」に改め、同号イ中「13,450円」を「12,000円」に、「6,725円」を「6,000円」に、「10,087円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「3,550円」を「3,600円」に改め、同号エ中「4,800円」を「4,400円」に、「2,400円」を「2,200円」に、「3,600円」を「3,300円」に改め、同号オ中「3,500円」を「3,550円」に改め、同号カ中「3,400円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「3,740円」を「3,940円」に改め、同号イ中「5,380円」を「4,800円」に、「2,690円」を「2,400円」に、「4,035円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,420円」を「1,440円」に改め、同号エ中「1,920円」を「1,760円」に、「960円」を「880円」に、「1,440円」を「1,320円」に改め、同号オ中「1,400円」を「1,420円」に改め、同号カ中「1,360円」を「1,320円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,955円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,925円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,080円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,600円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第23条中」を「第23条第1項」に改める。

附則第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第14項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 4 年 6 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例に伴い、江差町介護保険条例を改正するもの。

江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第3号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

令和4年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ11,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,786,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		686,725	939	687,664
	2国庫補助金	289,452	939	290,391
14道支出金		286,489	1,014	287,503
	2道補助金	39,033	1,014	40,047
18繰越金		50,609	6,721	57,330
	1繰越金	50,609	6,721	57,330
19諸収入		80,642	2,500	83,142
	6雑収入	23,083	2,500	25,583
歳入合計		5,775,421	11,174	5,786,595

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,251,991	3,380	1,255,371
	1 総務管理費	1,181,426	3,380	1,184,806
3 民生費		1,536,095	3,223	1,539,318
	1 社会福祉費	1,222,611	2,284	1,224,895
	2 児童福祉費	313,484	939	314,423
6 農林水産業費		190,048	822	190,870
	1 農業費	123,661	822	124,483
7 商工費		219,427	3,749	223,176
	1 商工費	219,427	3,749	223,176
歳 出 合 計		5,775,421	11,174	5,786,595

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	686,725	939	687,664
14 道支出金	286,489	1,014	287,503
18 繰越金	50,609	6,721	57,330
19 諸収入	80,642	2,500	83,142
歳入合計	5,775,421	11,174	5,786,595

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,251,991	3,380	1,255,371			2,500	880
3民生費	1,536,095	3,223	1,539,318	1,131			2,092
6農林水産業費	190,048	822	190,870	822			
7商工費	219,427	3,749	223,176				3,749
歳出合計	5,775,421	11,174	5,786,595	1,953	0	2,500	6,721

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	686,725	939	687,664
2 国庫補助金	289,452	939	290,391
2 民生費国庫補助金	11,107	939	12,046
14 道支出金	286,489	1,014	287,503
2 道補助金	39,033	1,014	40,047
1 民生費道費補助金	18,271	192	18,463
3 農林水産業費道費補助金	17,144	822	17,966
18 繰越金	50,609	6,721	57,330
1 繰越金	50,609	6,721	57,330
1 繰越金	50,609	6,721	57,330
19 諸収入	80,642	2,500	83,142
6 雑入	23,083	2,500	25,583
1 雑入	23,083	2,500	25,583
歳入合計	5,775,421	11,174	5,786,595

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	児童福祉費補助金	939	令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金
1	社会福祉費補助金	192	重度心身障害者医療給付（追加給付）
1	農業費補助金	822	経営所得安定対策等推進事業補助
1	前年度繰越金	6,721	前年度繰越金
2	雑入	2,500	コミュニティ助成（上野町「源氏山」山車改修補助）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,251,991	3,380	1,255,371			2,500	880
1 総務管理費	1,181,426	3,380	1,184,806			2,500	880
1 一般管理費	691,986	880	692,866				880
8 住民運動対策費	4,152	2,500	6,652			2,500	
3 民生費	1,536,095	3,223	1,539,318	1,131			2,092
1 社会福祉費	1,222,611	2,284	1,224,895	192			2,092
5 障害者福祉費	587,100	2,284	589,384	192			2,092
2 児童福祉費	313,484	939	314,423	939			
1 児童福祉総務費	166,776	939	167,715	939			
6 農林水産業費	190,048	822	190,870	822			
1 農業費	123,661	822	124,483	822			
2 農業振興費	50,256	822	51,078	822			
7 商工費	219,427	3,749	223,176				3,749
1 商工費	219,427	3,749	223,176				3,749
7 自然公園管理費	13,638	3,749	17,387				3,749
歳出合計	5,775,421	11,174	5,786,595	1,953	0	2,500	6,721

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	880	個人情報保護条例等改正支援業務委託
18	負担金補助及び交付金	2,500	上野町「源氏山」山車改修補助
19	扶助費	385	追加医療給付（時効成立前分）
22	償還金利子及び割引料	1,899	追加医療給付（時効成立後分） 加算金（時効成立前分） 加算金（時効成立後分）
			1,666 10 223
18	負担金補助及び交付金	939	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助
18	負担金補助及び交付金	822	江差町地域農業再生協議会補助（経営所得安定対策等推進事業補助）
14	工事請負費	3,749	かもめ島島上ステージ外壁改修工事 かもめ島下公衆トイレ屋根改修工事 かもめ島上公衆トイレ屋根改修工事
			400 1,116 2,233

議案第4号

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

団体の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 5 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

団体の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第6号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

団体の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する必要性が生じたため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第7号

江差町・上ノ国町学校給食組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、江差町・上ノ国町学校給食組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

組合事務所の移転に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合規約の一部を変更する必要があるため。

江差町・上ノ国町学校給食組合規約の一部を変更する規約

江差町・上ノ国町学校給食組合規約（昭和45年7月25日地方第1694号指令）の一部を次のように変更する。

第4条中「檜山郡江差町字南浜町411番地」を「檜山郡江差町字砂川7番地7」に改める。

附 則

この規約は、令和4年8月1日から施行する。

議案第8号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和3年度 町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字椴川町地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 前田組・道南土木・宏栄建設経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町168番地1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲 男 |
| 5 契約の金額 | 変更前 176,000,000円
変更後 186,626,000円 |

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年11月26日に議決した当該契約において、工法などの変更により設計金額に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため議会の議決に付すもの。